広 水 監 第 11 号
令和 8 年 10 月 27 日

奈良県広域水道企業団
企業長　山下　真　様

奈良県広域水道企業団
代表監査委員　森田　康文

令和 7 年度奈良県広域水道企業団水道事業会計資金不足比率に関する
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度奈良県広域水道企業団水道事業会計における資金不足比率を審査したので、その結果について意見を付して提出します。

意見書

審査に付された令和７年度奈良県広域水道企業団水道事業会計における資金不足比率について審査をしたところ、誤りなく算定されていると認める。

令和８年10月27日

代表監査委員　　森田　康文

監査委員　　福竹　徹

令和７年度奈良県広域水道企業団資金不足比率審査意見書

第１　審査の概要

１　審査の対象

令和７年度決算に基づく奈良県広域水道企業団水道事業の経営に係る資金不足比率

２　審査の日

令和８年８月21日（金）

３　審査の方法

審査に当たっては、提出された資金不足比率が関係法令に準拠して作成され、その算定の基礎となる事項を正確に反映しているかどうかを検証するため、提出された決算書、財務諸表を照合するとともに、関係職員の説明を求め慎重に審査を行った。

第２　審査の結果及び意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、上記の審査手続を実施した限りにおいて、関係法令に準拠していないと認められる事項はなかった。

また、資金不足比率はいずれも経営健全化基準を下回っていると認められた。

今後も資金不足比率が経営健全化基準を上回る数値となることがないよう、適切な経営に取組まれたい。

会計名	奈良県広域水道企業団水道事業会計
令和７年度決算に基づく資金不足比率	―（資金の不足額なし）
経営健全化基準	20.0%